

健康増進法改正により、

受動喫煙防止は施設管理者等の義務となりました



望まない受動喫煙を防止するため、多数の人が集まる施設・店舗はその種類に応じて、原則敷地内禁煙又は原則屋内禁煙が義務づけられることになりました。

ただし、例外として喫煙可能な場所を設けることができます。

敷地内禁煙と屋内禁煙のどちらが必要となるかや、喫煙可能な場所の設け方については、その施設の種類によって異なります。以下を御確認ください。



2019年7月1日～

学校・病院・児童福祉施設、行政機関 等

(第一種施設)

原則敷地内禁煙です。ただし例外として、以下の要件を満たす喫煙場所の設置ができます。

- ・屋外の場所の一部であること
- ・喫煙可能な場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ・施設管理者によって区画されていること
- ・施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること



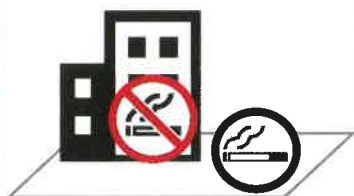
2020年4月1日～

事業所、ホテル・旅館、美容室、飲食店 等

(第二種施設)

原則屋内禁煙です。ただし、例外として以下の場所に喫煙場所を設置することができます。

屋外



屋内

・店内の一部の場所

喫煙専用室



※飲食等は
不可

加熱式たばこ専用喫煙室【経過措置】



※飲食等も可

・以下の要件を満たす飲食店・喫茶店等の、店内の全部又は一部の場所【経過措置】

- ・法施行（2020年4月1日）の際、現存すること
- ・資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ・客席面積が100㎡以下

※ 上記要件に該当することを証明するため、床面積や資本金額等に係る資料を備えなくてはなりません。

喫煙可能室



※飲食等も可



2020年4月1日～

シガーバー、喫煙可能なたばこ販売店 等

(喫煙目的施設)

一定の要件を満たす施設は、喫煙場所の提供を主目的とする施設として、店内の全部又は一部を喫煙場所とすることができます。

- ・たばこ等の販売を行っていること
- ・帳簿（たばこ販売許可関係）を備えていること
- ・通常主食と認められる食事（米飯・パン・麺類等）を、主として提供していないこと

喫煙目的室





2020年4月1日～

電車・新幹線・旅客船 等

原則禁煙です。例外として喫煙専用室※、加熱式たばこ専用喫煙室※、喫煙可能室※を設置できます。
※ これらの喫煙室については、表面の第二種施設をご覧ください。

**規制の対象となるたばこ****たばこ葉を燃焼又は加熱するたばこ製品※**

例) 紙巻たばこ、加熱式たばこ

**ご注意ください**

たばこ葉を使用していない製品は法律の規制対象ではありませんが、加熱式たばこを見分けがつかない場合が多いため、喫煙禁止場所で使用しない又は使用させないことをお薦めします。

例) ニコチンゼロをうたう電子たばこ

**法律の施行日****2019年7月1日** 学校・病院・児童福祉施設等（第一種施設）に対する規制 施行**2020年4月1日** その他の施設等 全面施行**法律における義務****■ 全ての人の義務**

- ・ **喫煙禁止場所において喫煙しない義務** ・ 紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等をしない義務
- ・ 喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する義務

■ 施設の管理権原者の義務

- ・ 喫煙可能な場所を設置する場合、その旨を示す **標識を設置** する義務
- ・ 喫煙禁止場所に **喫煙器具、設備等の設置をしない義務**
- ・ 喫煙場所を設置する場合、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう配慮する義務
- ・ 喫煙室内へ **20歳未満の人（従業員を含む）を立ち入らせない義務**

→これらの義務違反者に対しては、罰則が発生する場合があります。**お問い合わせ先**

(受付時間：平日 8時30分～正午 及び 13時～17時15分)

施設等の所在する市町	お問合せ先	電話・FAX・Eメール
宇都宮市	宇都宮市保健所 健康増進課	電話 028-626-1128 FAX 028-627-9244 Eメール u19070500@city.utsunomiya.tochigi.jp
鹿沼市、日光市	県西健康福祉センター 健康対策課	電話 0289-62-6225 FAX 0289-64-3059 Eメール kensai-kfc@pref.tochigi.lg.jp
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東健康福祉センター 健康対策課	電話 0285-82-3323 FAX 0285-83-7003 Eメール kentou-kfc@pref.tochigi.lg.jp
栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	県南健康福祉センター 健康対策課	電話 0285-22-1509 FAX 0285-22-8403 Eメール kennan-kfc@pref.tochigi.lg.jp
大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	県北健康福祉センター 健康対策課	電話 0287-22-2679 FAX 0287-23-6980 Eメール kenhoku-kfc@pref.tochigi.lg.jp
足利市、佐野市	安足健康福祉センター 健康対策課	電話 0284-41-5895 FAX 0284-44-1088 Eメール ansoku-kfc@pref.tochigi.lg.jp
該当市町が不明な場合や複数市町に店舗・施設を有する場合等	栃木県保健福祉部 健康長寿推進課	電話 028-623-3094 FAX 028-623-3920 Eメール kenko-choju@pref.tochigi.lg.jp



2020年4月1日～

バス、タクシー、旅客機

禁煙です。
内部で喫煙はできません。

**適用除外**

個人住宅や旅館・ホテルの客室等は、法律の適用除外です。
ただし、この場合の「客室」は個室に限るとされています。

